

# 令和7年度監査結果について

## I 実地監査結果

## II 書類監査結果

(参考)令和8年度監査計画

令和8年6月10日



監 査 部

# I 実地監査結果

## 1. 概要

- 令和7年度の実地監査は、69協会員(前年度71協会員)に実施しました。内訳は一般監査68協会員(同64協会員)、特別監査1協会員(同7協会員)でした。業態別では消費者向けが42協会員(構成比60.9%)、事業者向けが27協会員(同39.1%)でした。
- 監査の結果、指摘があった協会員は25協会員(前年度22協会員)で、その割合は36.2%(同31.0%)でした。指摘件数の合計は42件(同32件)で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.6件(同0.5件)、指摘があった1協会員あたりの指摘件数は1.7件(同1.5件)でした。
- 指摘事項は、「契約締結時の書面の交付(貸金業法第17条)」、「契約締結前の書面の交付(同16条の2)」、「法人向け貸付けにおける返済能力の確認(自主規制基本規則第32条)」が多く見受けられました。
- 指導事項は、「ホームページの記載事項」、「重要事項変更時の書面の交付(和解書等の記載項目)」、「反社会的勢力に対する態勢(事前・定期的反社照会等)」、「個人情報の安全管理措置(個人情報取得の同意等)」に関するものが多く見受けられました。

## 2. 監査結果

### (1) 実施協会員数等

実施協会員数(A)	69 協会員	指摘有協会員の発生率(B/A)	36.2%
指摘有の協会員数(B)	25 協会員		

### (2) 指摘件数等

区分	指摘項目	指摘事項	法令等違反事項	改善事項	指導事項	
一般監査	貸金業法	32件	6件	26件		
	自主規制関連	5件	2件	3件		
	その他法令	2件	0件	2件		
68協会員	小計	指摘件数	39件	8件	31件	138件
特別監査	貸金業法	1件	1件	0件		
	自主規制関連	1件	0件	1件		
	その他法令	1件	0件	1件		
1協会員	小計	指摘件数	3件	1件	2件	7件
合計	指摘件数(C)	42件	9件	33件	145件	
指摘有の協会員数*(D)		25 協会員	6 協会員	23 協会員	58 協会員	
実施した1協会員当たりの指摘(指導)件数(C/A)		0.6件	0.1件	0.5件	2.1件	
指摘有の1協会員当たりの指摘(指導)件数(C/D)		1.7件	1.5件	1.4件	2.5件	

\*「法令等違反事項」と「改善事項」の両項目を指摘した協会員が4協会員あるため、合計数は一致しない。

・「特別監査」とは、法令・諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況について、特定の項目について点検を行う監査。

・「改善事項」とは、①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

・「指導事項」とは、①現行法令等に照らし改善を要すると認められる事案。②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

・「その他法令」とは、貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等。

### 《参考》実地監査結果の年度別推移

実施年度(和暦)		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施協会員数 (A)		131	119	101	101	53	86	103	71	71	69
監査結果 (1) 実施協会員数等	指摘有協会員数 (B)	72	36	33	26	19	21	22	11	22	25
	指摘有協会員の割合 (B/A)	55.0%	30.3%	32.7%	25.7%	35.8%	24.4%	21.4%	15.5%	31.0%	36.2%
監査結果 (2) 指摘件数等	指摘件数 (C)	140	64	58	56	34	36	38	14	32	42
	実施した1協会員あたり指摘件数 (C/A)	1.1	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.5	0.6
	指摘有1協会員あたりの指摘件数 (C/B)	1.9	1.8	1.8	2.2	1.8	1.7	1.7	1.3	1.5	1.7

(3) 指摘事項(法令等違反事項 及び 改善事項)《3か年比較》

法令等	概要	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
		法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項	法令等違反事項	改善事項
貸金12条の8	利息、保証料等に係る制限等	1	0	2	3	1	0
貸金13条	返済能力の調査	2	1	3	0	0	0
貸金13条の3	基準額超過極度方式基本契約に係る調査	0	0	1	0	1	0
貸金16条の2	契約締結前の書面の交付	0	4	0	4	1	0
貸金17条	契約締結時の書面の交付	3	16	0	15	0	6
貸金18条	受取証書の交付	0	1	0	1	0	0
貸金19条	帳簿の備付け	1	2	0	0	0	2
貸金21条	取立て行為の規制	0	0	0	0	0	1
貸金24条	債権譲渡等の規制	0	1	0	0	0	0
貸金24条の6の2	開始等の届出	0	1	0	1	0	0
<b>貸 金 業 法 計 (A)</b>		<b>7</b>	<b>26</b>	<b>6</b>	<b>24</b>	<b>3</b>	<b>9</b>
自主11条	社内態勢整備	0	0	1	0	1	0
自主22条	返済能力の調査-借入れ意思の確認	0	2	0	0	0	0
自主24条	人的担保を徴求して行う貸付け	0	0	0	1	0	0
自主32条	返済能力の確認	2	2	0	0	0	0
<b>自 主 規 制 基 本 規 則 計 (B)</b>		<b>2</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
犯収4条	取引時確認等	0	3	0	0	0	0
犯収6条	確認記録の作成義務等	0	0	0	0	0	1
<b>そ の 他 法 令 計 (C)</b>		<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
<b>総 計 (A+B+C)</b>		<b>9</b>	<b>33</b>	<b>7</b>	<b>25</b>	<b>4</b>	<b>10</b>

貸 金 : 貸金業法  
 自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則  
 犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

#### (4) 指導事項《3か年比較》

概 要	令和 7年度	令和 6年度	令和 5年度
1.ホームページの記載事項 ・ 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示等) ・ 貸付利率、遅延損害金が小数点1位まで未表示である。 ・ 貸付限度額が未表示である。等	37	36	31
2.反社会的勢力に対する態勢 ・ 特定情報照会サービスを利用しているが、事前照会・定期照会が未実施である。 ・ 反社会的勢力に対する基本方針が未公表である。等	15	25	39
3.社内規則の策定 ・ 法令等改正に伴う社内規則の改訂がされていない。 ・ システムリスク管理態勢に係る社内規則を策定していない。等	6	13	25
4.届出事項 ・ 立入検査に係る届出書が提出されていない。 ・ 登録内容の変更に係る届出書が提出されていない。等	12	28	22
5.貸付条件表の掲示内容 ・ 貸付条件表に記載の業務の種類が登録申請書と相違している。 ・ 主な返済例の記載がない。等	4	3	4
6.研修(周知徹底) ・ 実施記録を作成・保存していない。 ・ 研修等を実施していない。	3	11	7
7.取引時確認記録 ・ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認記録の作成漏れ、記載漏れ。 ・ 法人との取引において、実質的支配者の取引時確認記録を作成していない。等	3	7	8
8.内部監査 ・ 内部監査を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。	4	9	13
9.業務検証 ・ 業務検証を実施していない、または実施記録を作成・保存していない。	4	8	4
10.個人情報の安全管理措置 ・ 借入申込書に家族の氏名・生年月日・勤務先を記入させているが同意を得ていない。 ・ 本人確認時の健康保険証等の写しの記号・番号等にマスキングをしていない。等	15	5	10
11.マネロン・テロ資金供与対策 ・ 特定事業者作成書面等を作成していない。 ・ 特定事業者作成書面等を作成しているが、最新版に改訂していない。等	11	27	35
12.個人情報保護宣言の公表 ・ 個人情報保護宣言を策定しているが、公表していない。	0	0	0
13.借入れの意思の確認 ・ 借入申込書の記載項目が不足している。	0	1	1
14.従業者名簿 ・ 従業者名簿と従業者証明書の番号が相違している。	0	0	0
15.指定紛争解決機関の名称の公表 ・ 指定紛争解決機関の名称を公表していない。	2	0	2
16.貸金業者登録票 ・ 従業員が21人以上であるが、ホームページに貸金業者登録票を掲示していない。等	0	4	0
17.加入指定信用情報機関の名称の公表 ・ 加入指定信用情報機関の名称を公表していない。	2	0	4
18.帳簿の備付け ・ 交渉経過の記載項目が不足している。 ・ 苦情処理・相談対応記録が未作成。等	3	3	7
19.重要事項変更時の書面の交付 ・ 和解書等の記載項目が不足している。	20	17	16
20.その他 ・ カード入会申込書に記載の暗証番号にマスキングをしていない。 ・ 延滞債権回収について委託先に任せきりで主体的に管理・監督していない。等	4	6	2
<b>総 計</b>	<b>145</b>	<b>203</b>	<b>230</b>

### 3. 管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものです。

#### (1)法令等遵守態勢

自主規制基本規則の改正時には、内容確認にとどまらず、根拠となる法令等改正まで確認している。その上で、自社としての対応方針を具体的に検討し、社内勉強会を実施している。検討内容は記録として残し、継続的な法令等遵守意識の向上に努めている。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

協会の新着情報配信を日常的に確認し、業務運営に反映している。一例として、契約締結時書面や和解書について、法定記載事項の漏れ防止を目的とした様式を整備した。事前の工夫により、法令等遵守の実効性を確保している。

(消費者向有担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

自社策定のコンプライアンス・マニュアルに基づき、3線ディフェンスの体制を構築している。各部の自己点検結果を管理部門が検証し、経営陣へ定期的に報告している。不備事項については、監査部門が独立した立場で検証を行っている。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者400名未満)

毎年度「コンプライアンス教育計画」を策定し、全役職員参加の研修を実施している。法令等改正、過剰貸付防止、情報セキュリティなど実務に即したテーマを設定し、法令等遵守態勢の維持・高度化を図っている。

(事業者向貸金業者 貸金業務従事者100名未満)

#### (2)管理態勢

苦情・紛争対応に関する手順書を策定し、これに基づき適切な顧客対応を実施している。苦情内容は記録簿に整理し、イントラネットで全社共有している。また、事例を題材とした勉強会を行い、再発防止に努めている。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者50名未満)

月次開催のコンプライアンス会議において、ミスやトラブル事案を各部で共有している。共有内容はイントラネットに掲載し、全社的な周知を実施している。また、自己点検により認知状況を確認し、管理態勢の実効性を確保している。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者400名未満)

3線ディフェンスに基づき、現場・管理・監査部門の役割を明確化している。継続的なモニタリングと改善評価を実施し、結果を経営陣へ報告している。また、監査部門の独立性を確保し、ガバナンス強化に取り組んでいる。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者200名未満)

役員による全代理店への定期的な臨店検査を実施している。貸金業務、情報管理、兼業規制等の重点項目を体系的に確認し、結果を書面で通知することで、代理店管理の実効性を高めている。

(消費者向住宅向貸金業者 貸金業務従事者100名未満)

#### (3)社員教育等

年間研修計画に基づき、全役職員を対象とした社内eラーニング等を定期的 to 実施し、法令・テーマ別研修など多様な教育機会を提供している。また、コンプライアンス部がJFSAニュースの最新情報を継続して周知している。

(消費者向無担保貸金業者 貸金業務従事者200名未満)

協会研修やeラーニングを計画的に受講している。正社員・パートを問わず受講対象とし、部門長が受講者を指名のうえ、理解度テストの結果を確認し、教育効果の定着を図っている。

(流通・メーカー系会社 貸金業務従事者50名未満)

新入職員に「どこでもJFSAスタディ」の基礎講座の受講を必須とし、四半期ごとに業務知識テストを実施し、理解度を確認している。また、代理店には会議を通じて、コンプライアンス事項を継続周知している。

(消費者向住宅向貸金業者 貸金業務従事者100名未満)

全社員を対象に、四半期ごとにコンプライアンス研修を実施し、理解度テストを行い、誤答が多い項目は個別にフィードバックしている。研修結果を次の教育改善につなげる仕組みを構築している。

(クレジットカード会社 貸金業務従事者400名未満)

## Ⅱ 書類監査結果

### 1. 概要

- 令和7年度の定期書類監査は、令和8年度中に貸金業者登録有効期間の満了日を迎える315協会員(1協会員あたり3年に1回の頻度)を評価対象として実施しました。
- 個別書類監査として、協会加入から概ね6か月を経過した47協会員を評価対象に、法令等及び自主規制基本規則等の基本的な態勢整備を確認する書類監査を実施しました。
- 定期書類監査で指摘事項があったのは、9協会員で指摘件数は11件でした。また、個別書類監査で指摘事項があったのは、5協会員で指摘件数は6件でした。
- 主な指摘事項は、「特定事業者作成書面等の作成・見直し」、「加入指定信用情報機関の商号等の公表」等でした。

### 2. 監査結果

#### (1) 定期書類監査

##### ① 提出状況

区分	協会員数
対象協会員*	316 協会員
廃業等	▲ 1 協会員
提出数(評価対象)	315 協会員

\* 対象協会員・・・貸金業者登録満了日が令和8年4月1日から翌年3月31日に到来する協会員

(令和6年10月以降に加入した協会員及び令和7年度に実地監査を実施した協会員を除く)

##### ② 点検結果

評価	協会員数	割合	指摘件数
指摘事項のある協会員	9 協会員	2.9 %	11 件
指摘事項のない協会員	306 協会員	97.1 %	—
合計	315 協会員	100.0 %	11 件

#### (2) 個別書類監査

提出状況 点検結果	7月実施		11月実施		2月実施		合計	
	協会員数	割合	協会員数	割合	協会員数	割合	協会員数	割合
対象協会員*	15協会員	—	13協会員	—	19協会員	—	47協会員	—
指摘事項のある協会員 (指摘件数)	1協会員 (1件)	6.7%	2協会員 (3件)	15.4%	2協会員 (2件)	10.5%	5協会員 (6件)	10.6%
指摘事項のない協会員	14協会員	93.3%	11協会員	84.6%	17協会員	89.5%	42協会員	89.4%

\* 対象協会員・・・協会加入から概ね6か月を経過した協会員

(3) 指摘内容

法令等	指摘の概要	令和7年度 指摘件数		
		定期書類監査	個別書類監査	
貸金業法	貸金16条の2 (規則12条の2)	契約締結前の書面の交付	1	0
	貸金41条の37	加入指定信用情報機関の商号等の公表	0	2
	規則12条の2 規則13条	指定紛争解決機関名の各種書面への記載	1	0
	監Ⅱ-2-5(1)①ホ	本人確認書類の適切な取扱い	1	0
	<b>貸金業法 計</b>		3	2
その他法令	犯収 11条 (犯収規則32条)	「特定事業者作成書面等」の作成・見直し	8	4
	<b>その他法令 計</b>		8	4
<b>総 計</b>		<b>11</b>	<b>6</b>	

※ 貸金：貸金業法  
 規則：貸金業法施行規則  
 監：貸金業者向けの総合的な監督指針

犯収：犯罪による収益の移転防止に関する法律  
 犯収規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

《ご参考》主な指摘事項にかかる点検内容

【特定事業者作成書面等】 (定期書類監査 点検19、個別書類監査 点検24)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行っていますか。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行っている</li> <li>2. 行っていない</li> </ol> </li> </ul>

【加入指定信用情報機関の商号等の公表】 (個別書類監査 点検42)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定信用情報機関(JICC・CIC)に加入している場合、指定信用情報機関の商号又は名称をどのように公表していますか (複数回答可)。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 店頭でのポスター(自社で作成したものを含む)掲示</li> <li>2. ホームページへの掲載</li> <li>3. 公表していない</li> <li>4. 指定信用情報機関に加入していない</li> </ol> </li> </ul>

### 3. 「書類監査に関するアンケート」の結果

書類監査は、協会員自身による内部管理態勢の整備・充実を補強することを主な目的として継続実施していますが、将来の書類監査の方向性を確認させていただくため、アンケートを実施しました。

定期書類監査(令和7年度)を受けた協会員のうち、308協会員から回答がありました。

<問1> 書類監査の設問のボリューム(量)について、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 適切	② (設問数が多い)	③ (設問数が少ない)	無回答
257	50	0	1
83.4%	16.2%	0.0%	0.3%

<問2> 書類監査の設問レベルについて、ご回答ください。【いずれか1つに○】

① 今回と同水準でよい	② 水準を上げた方がよい (高度な内容)	③ 水準を下げた方がよい (初歩的な内容)
290	1	17
94.2%	0.3%	5.5%

<問3> WEB書類監査サイトに掲載している法令集及び参考資料の活用について、ご回答ください。

【いずれか1つに○】

① ダウンロードして、 監査の回答に活用した	② ダウンロードしたが、 特に活用しなかった	③ 今回は活用しなかったが、 今後は活用したい	④ 活用していないし、 今後も活用するつもりはない
157	27	107	17
51.0%	8.8%	34.7%	5.5%

<問4> 書類監査や協会の監査に対する意見、感想等(抜粋)

- ・ 各種資料がサイトに掲載されているので、確認するうえで大いに参考になります。
- ・ 入力フォームの各問の表示等がわかりやすかったです。
- ・ グループファイナンスのみで業界動向等に疎くなりがちですが、協会監査は規程の総点検などを行う良い機会となっています。
- ・ 設問が多いのですが、細かい内容があると「これはやるべきなんだな」「ちゃんと掲示されていたかな」など、ホームページへの掲載箇所を改めて確認するよい機会になりました。自己点検のためにも、もっと細かい設問があっても取り組みたいと思いました。
- ・ 書類監査を通じて、社内規程および運用状況の確認・点検を行う良い機会となりました。今後も法令遵守及び内部管理態勢の強化に努めてまいります。
- ・ WEB書類監査サイトに印刷機能を希望します。

▶ いただいたご意見等につきましては、今後の書類監査の実施方法等の改善の参考にさせていただきます。

# 令和8年度監査計画

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和8年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

記

## 《監査方針》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

## 1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

- (1) 法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む)
- (2) 返済能力調査の適切性(18、19歳の若年者への貸付けに係る返済能力調査等及び総量規制の適用除外・例外貸付けの適切性を含む)
- (3) 取引時確認等の実施状況(犯罪収益移転防止法上の本人確認方法見直しに関する準備状況の確認を含む)
- (4) 利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- (5) システムリスク管理態勢の整備状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

## 2. 監査対象協会員

### (1) 実地監査

監査対象先の選定については、規模、業務内容等を踏まえ、実態把握などリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先するとともに、引き続き効率的・効果的な監査を実施する。

### (2) 書類監査

令和8年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度(令和9年度)に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和8年度下期に行う。

また、定期的書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

以上

## 【参 考】

### ◎令和8年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢(監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む)
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等にかかる制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止(個人情報情報の提供等を含む)
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等(証明書の携帯等を含む)
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢

※下線・・・本年度の監査の重点事項に係る監査項目



日本貸金業協会のシンボルマーク  
緑のマークは、安心・信頼の目印

《 お問合せ先 》

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028